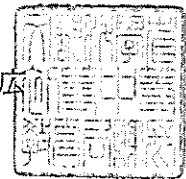




29 初児生第 17 号
平成 29 年 6 月 7 日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪 田 知 広



(印影印刷)

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、これまでも自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防に係る取組の徹底に積極的に取り組んでいたところとあります。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数はおおむね横ばいとなっているところとあります。

自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18 歳以下の自殺は、8 月下旬から 9 月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があります。これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、下記に掲げる取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

貴職におかれては、下記の事項について御留意いただき、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、周知を図るとともに、適切に対応いただきますよう御指導をお願いします。

記

1. 自殺予防に係る具体的取組について

毎年、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて児童生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、これらの期間において集中的に実施することが考えられる。本年度においては、特に、(1)及び(2)の取組について、各学校において確実に実施すること。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう「24時間子供 SOS ダイアル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの依頼

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りについて依頼すること。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供 SOS ダイアル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に依頼することが考えられること。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効である。例えば、鉄道による自殺を防ぐために、在籍する児童生徒の多くが利用する駅及び踏切における見守り活動を、駅又は鉄道会社と連携して長期休業明けの前後に集中的に実施することが考えられること。なお、教職員等の学校関係者が駅等における見守りを実施する際は、見守り活動の時期、方法等について、各学校から駅又は鉄道会社に対して事前に協力を依頼し、駅又は鉄道会社からの指示を踏まえた上で計画的に実施すること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

2. 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況に係る調査結果について

この度、自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の実施状況に係る調査結果を別添のとおりとりまとめた。当該教育又は啓発については、「自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行について」（平成28年4月27日付け28文科初第219号文部科学省初等中等教育局長・生涯学習政策局長・高等教育局長通知）等において、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月文部科学省）を活用するなどして取組を行うよう、依頼してきたところ。

については、各教育委員会等においては、以下に掲げる事項に留意の上、各学校における自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発がより一層適切に推進されるよう指導及び支援を行うこと。なお、本調査結果については、今後、文部科学省において有識者の協力を得ながら分析・検討を行っていく。

（1）高等学校における取組の充実

平成28年における児童生徒の自殺者数は、小学校の12人、中学校の93人に対し、高等学校では214人と多くなっている。今回の調査結果も踏まえつつ、高等学校において、可能な限り時間を確保しながら、当該教育の充実を図るよう努めること。

（2）文部科学省が作成した教職員向け手引及び啓発教材の活用

これまでも、文部科学省において「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育の手引）」（平成26年7月文部科学省）や健康問題について総合的に解説した啓発教材を、研修教材等として活用すべきことを周知しているところであるが、今回の調査結果では、必ずしも十分に活用されていない状況が見られた。改めて、各学校で適切に活用し、研修等を行うよう周知徹底すること。

（3）自殺予防に向けた啓発の実施

今回の調査結果では、小学校、中学校及び高等学校を通じて、自殺予防に向けた啓発が十分に行われていない状況が見られた。改めて学校の設置者又は学校として、児童生徒に対して、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を含め、自殺予防に向けた啓発を行うこと。

【参考】

- 「平成27年版自殺対策白書（抄）」
- 「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」
- 「子供に伝えたい自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf
- 健康問題に関する啓発教材（「わたしの健康（小学校5年生用）」、「かけがえのない自分，かけがえのない健康（中学生用）」、「健康な生活を送るために（高校生用）」）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係 山本，疋田

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

別 添

平成28年度 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育又は啓発の 実施状況調査結果概要

平成29年6月

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

1 調査の目的

学校現場における、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第17条第3項に定める

- ①各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、
 - ②困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発、
 - ③児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発
- の実施状況とともに、児童生徒を対象とした自殺予防教育の取組状況を確認し、今後の児童生徒の自殺予防に係る取組の検討資料とするため本調査を実施した。

2 調査対象期間：平成28年度（集計期間：平成29年2月28日～4月21日）

3 対象

公立の全ての小学校、中学校、高等学校（通信制課程を除く）

（参照条文）

◎自殺対策基本法（平成18年法第85号）（抄）

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 （略）

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

4 調査結果

(1) 「各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育」について

①実施に当たり活用した具体的な教材等（複数回答可）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
資料「子供に伝えたい自殺予防（文部科学省：平成26年7月）」	3,944	20.0%	1,875	19.7%	369	9.1%	6,188	18.6%
心の健康に関する啓発教材（注1）	8,842	44.7%	3,805	40.1%	952	23.5%	13,599	40.8%
上記以外の資料（副読本を含む。）	14,326	72.5%	6,565	69.1%	1,313	32.4%	22,204	66.7%
外部専門家等（注2）の講義	3,045	15.4%	2,746	28.9%	1,207	29.8%	6,998	21.0%
その他	2,593	13.1%	1,339	14.1%	1,013	25.0%	4,945	14.8%

注1) 心の健康に関する啓発教材の例：小学生用啓発教材「わたしの健康」（文部科学省）、中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」（文部科学省）、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」（文部科学省）など。以下同じ。

注2) 外部専門家等の例：大学教授、精神科医、スクールカウンセラー等。以下同じ。

②教材を活用した教科（複数回答可）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
体育・保健体育	9,567	48.4%	4,055	42.7%	1,828	45.1%	15,450	46.4%
道徳（高等学校は道徳の内容を行う科目）	15,908	80.5%	7,452	78.5%	199	4.9%	23,559	70.7%
特別活動	8,170	41.3%	3,481	36.6%	1,388	34.3%	13,039	39.1%
総合的な学習の時間	3,533	17.9%	2,278	24.0%	739	18.2%	6,550	19.7%
その他	3,302	16.7%	1,578	16.6%	1,052	26.0%	5,932	17.8%

(2) 「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」について

①実施に当たり活用した具体的な教材等（複数回答可）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
「子供に伝えたい自殺予防」	3,471	17.6%	1,590	16.7%	322	7.9%	5,383	16.2%
心の健康に関する啓発教材（注1）	7,641	38.7%	3,272	34.4%	860	21.2%	11,773	35.3%
上記以外の資料（副読本を含む。）	12,209	61.8%	5,921	62.3%	1,335	33.0%	19,465	58.4%
外部専門家等（注2）の講義	2,058	10.4%	1,960	20.6%	878	21.7%	4,896	14.7%
その他	2,683	13.6%	1,338	14.1%	969	23.9%	4,990	15.0%

②教材を活用した教科（複数回答可）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
体育・保健体育	9,226	46.7%	4,480	47.2%	2,015	49.7%	15,721	47.2%
道徳（高等学校は道徳の内容を行う科目）	12,333	62.4%	5,798	61.0%	136	3.4%	18,267	54.8%
特別活動	7,146	36.2%	3,115	32.8%	1,123	27.7%	11,384	34.2%
総合的な学習の時間	1,718	8.7%	1,592	16.8%	563	13.9%	3,873	11.6%
その他	2,930	14.8%	1,459	15.4%	880	21.7%	5,269	15.8%

（3）「児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育」について

①実施に当たり活用した具体的な教材等（複数回答可）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
「子供に伝えたい自殺予防」	2,992	15.1%	1,441	15.2%	311	7.7%	4,744	14.2%
心の健康に関する啓発教材 （注1）	8,813	44.6%	3,400	35.8%	931	23.0%	13,144	39.5%
上記以外の資料 （副読本を含む。）	13,448	68.0%	6,234	65.6%	1,498	37.0%	21,180	63.6%
外部専門家等（注2）の講義	1,877	9.5%	2,002	21.1%	868	21.4%	4,747	14.3%
その他	2,599	13.2%	1,382	14.6%	997	24.6%	4,978	14.9%

②教材を活用した教科（複数回答可）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
体育・保健体育	14,807	74.9%	6,172	65.0%	2,341	57.8%	23,320	70.0%
道徳（高等学校は道徳の内容を行う科目）	10,806	54.7%	5,239	55.2%	126	3.1%	16,171	48.5%
特別活動	6,620	33.5%	3,037	32.0%	1,063	26.2%	10,720	32.2%
総合的な学習の時間	1,480	7.5%	1,567	16.5%	545	13.5%	3,592	10.8%
その他	2,590	13.1%	1,375	14.5%	840	20.7%	4,805	14.4%

(4) 自殺対策基本法第17条第3項に定める教育に当たり「死ぬこと」や「自殺」を取り上げた教育の実施状況

①明示的に取り上げたか否か（一つ選択）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げるプログラムを保護者等との合意形成を図った上で、実施	338	1.7%	204	2.1%	58	1.4%	600	1.8%
保護者等との合意形成をしないまでも、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げて実施	5,625	28.5%	3,349	35.3%	1,261	31.1%	10,235	30.7%
「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げずに実施	12,644	64.0%	5,450	57.4%	2,056	50.8%	20,150	60.5%
無回答	1,155	5.8%	495	5.2%	676	16.7%	2,326	7.0%

②明示的に取り上げなかった理由（複数選択可）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
児童生徒の発達段階を踏まえた場合、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に扱くと、危険な事態が生じる可能性があったため。	1,703	30.3%	1,165	21.4%	404	19.6%	3,272	16.2%
児童生徒の発達段階を踏まえた場合、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に扱わない方が自殺を予防するための教育を効果的に展開できると考えたため。	10,601	83.8%	4,069	74.7%	1,257	61.1%	15,927	79.0%
「死ぬこと」や「自殺」を明示的に扱うことに関する保護者等からの合意が得られなかったため。	225	1.8%	103	1.9%	19	0.9%	347	1.7%
その他	1,560	12.3%	795	14.6%	530	25.8%	2,883	14.3%

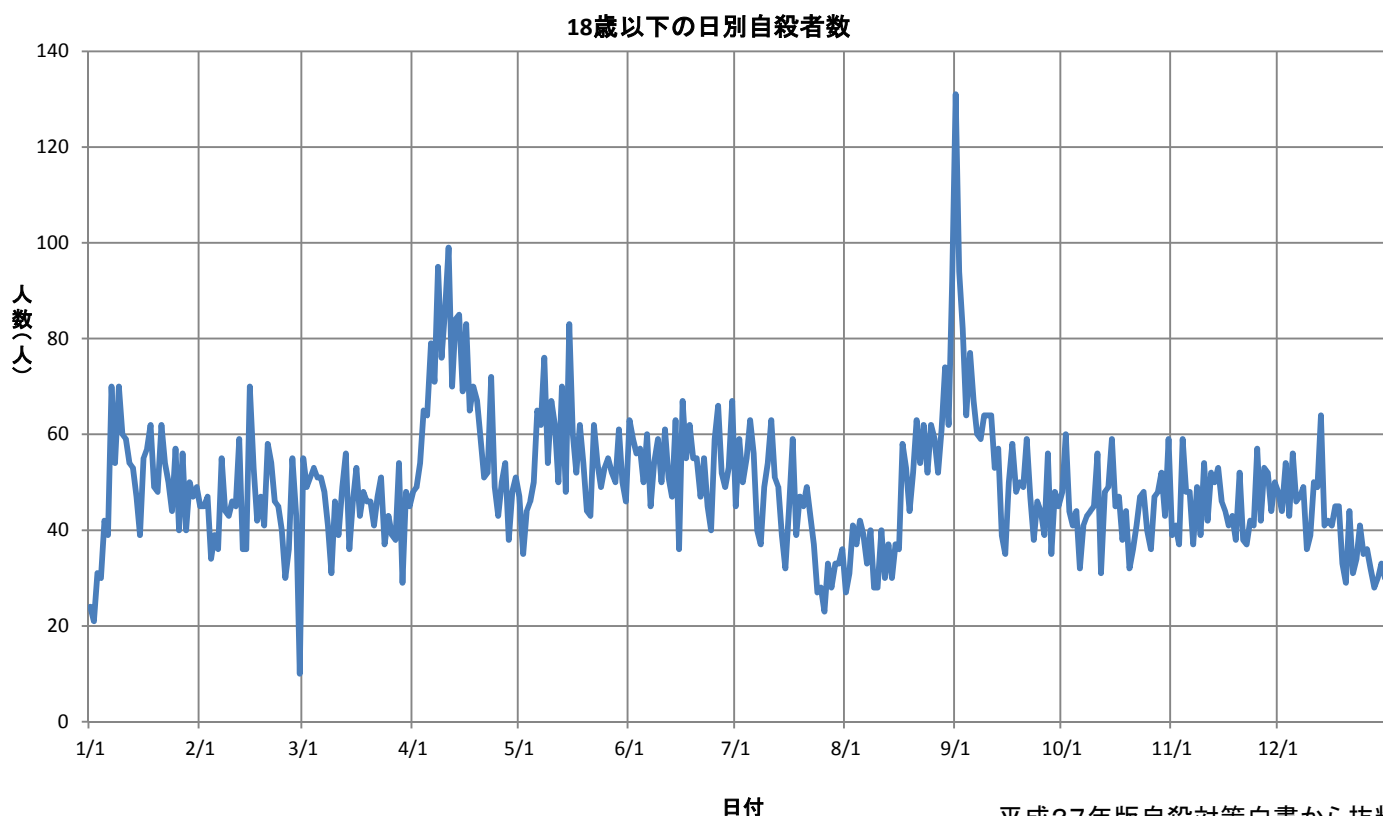
注3) 割合は、(4) ①中の「「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げずに実施」を分母として算出

(5) 自殺予防に向けた啓発の実施状況（授業や講義ではなく、リーフレットの配布のみを行った場合は該当）

	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
実施している	12,723	64.4%	6,820	71.8%	2,694	66.5%	22,237	66.8%

平成27年版自殺対策白書(抄)

参考



平成27年版自殺対策白書から抜粋
(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

誰
か
が
い
る

話
し
た
い

今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
☎ 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎ 189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)

